



国立療養所 宮古南静園



〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻 888
TEL:0980-72-5321 FAX:0980-72-5859
<http://www.nhds.go.jp/~miyako/>

宮古南静園の特色

●ハンセン病について

ハンセン病は抗酸菌の一種である「らい菌」の感染によって引き起こされ、発疹・末端神経障害による知覚麻痺などの初期症状に続き、皮膚や運動機能に種々の後遺障害を残すことが知られています。

感染から発症までの潜伏期は長く、最長で20年前後といわれています。らい菌の感染力は極めて弱く培養も不可能であるため、その正確な感染経路はいまだに不明です。かつては家族内発症例が多かったため遺伝疾患と誤解された時期もありました。

1940年代に治療薬プロミンが開発されて以来、後遺障害を残すことは少なくなり、新規患者発生も国内では年間10名以下と激減しました。世界レベルでも、プロミンに続き開発された各種薬剤の普及により発生率は減少し続けていますが、アフリカ、東南アジア、南米を中心にまだ年間約26万人程度の新規患者が発生しています。

当園の入所者に対するハンセン病治療は完了しており現在は主に後遺障害に対する治療・看護・介護を行っています。

●療養生活の様子

入所者は長期にわたって療養生活を送っており、園は療養の場であると同時に生活の場でもあります。

入所者はそれぞれ独立した生活を送っていますが、不自由度・介護度の高い入所者は不自由者棟に入居し看護師・介護員による日常生活の介助を受け、成人病やハンセン病の後遺症の治療を行っています。

また老人クラブや同好会等が組織され、ゲートボール・囲碁・舞踊・カラオケなどの活動が盛んで地域との交流も密であります。



●理念

私たちは、入所者の生命の尊厳と人権を守り入所者が安心して療養できる環境を提供するとともにより良い医療、看護・介護、福祉の質の向上に努めます

●基本方針

1. 入所者一人一人の「生きがい」を共に追求します。
2. 安心して信頼できるチーム医療を提供します。
3. 地域との交流を図り、ハンセン病の啓発活動に努めます。
4. 職員の質の向上のため教育、研修に努めます。

●入所者の権利

1. それぞれの人格を尊重した最善の医療を受ける権利があります。
2. 診療に関して納得する説明を受け、必要があればカルテ開示を求める権利があります。
3. 十分な説明と同意のもとに自らの意思で治療方法などを選択決定する権利があります。
納得のいかない時は、他の医療機関や医師の意見（セカンドオピニオン）を聞くことや診療を受けることを申し出る権利があります。主治医、看護師、もしくは福祉室の担当者にその旨を申し出てください。
4. プライバシーについてあらゆる配慮を求める権利があります。
5. 自分自身の医療に関係する通信や記録が守秘される権利があります。

●医療におけるパートナーシップ

1. 自分の病気について納得いくまで説明を受けてください。
2. 生活上の注意事項等について意見があれば発言し正しく了解するようにしてください。
3. 処方されるお薬の袋に、ご自分の名前が書かれていることを確認し、ご自分でお持ち帰りください。
4. 使用されるお薬について、どんな目的で使用しているか、どういった注意事項があるのか、十分に理解できるまで繰り返しお尋ねください。

外来診療

診療科目 皮膚科（月曜日・木曜日）

内 科（火曜日・金曜日）

受付時間 午後1時～午後3時

診療時間 午後1時～

※診療日は変更になる場合がありますので、
電話にてご確認ください。

※診療日が祝祭日の場合は休診になります。

南静園へのアクセス

《バ ス》 宮古空港「平良港向け」乗車→平良港で下車
「池間一周線」乗り換え→「南静園」下車

《タクシー》 宮古空港から約 20 分 宮古島市内から約 15 分

